

## 資料編

---

## 1. 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

	所属団体等	役職名簿	委員名	所属分科会	備考
学識経験者	長崎短期大学	保育学科 教授	中尾 健一郎	(施策4)経済的支援の推進 (施策1)母子保健の推進	子ども・子育て会議 会長
学識経験者	長崎国際大学	社会福祉学科 准教授	梅野 潤子		
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科 院長	池田 修三		
子育て支援団体	子育てサークルネットワークさせぼ		数山 有里		分科会長
労働者関係	九州北部税理士会佐世保支部		香月 章彦		副分科会長
子育て当事者	長崎県自閉症協会 佐世保地区	副会長	川下 昭子		
関係機関	長崎県佐世保子ども・女性・障害者支援センター	所長	田川 雅章		
子ども・若者	大学生(長崎国際大学)		越智 彩乃		
学識経験者	長崎県立大学	公共政策学科 准教授	深谷 直弘		(施策2)地域での子育て支援
幼児教育・保育関係	佐世保市学童保育連絡協議会	副会長	島津 直子	分科会長	
小学校関係	佐世保市小学校長会	佐世保市立宮小学校長	藤田 律子	副分科会長	
子育て支援団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会(主任児童委員部会)	副会長	田中 洋子		
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	榎本 洋	~令和6年4月	
		幹事	堀江 寿幸	令和6年4月~	
子育て当事者	佐世保市PTA連合会	会長	知名 睦人		
子ども・若者	大学生(長崎県立大学)		貝田 琴美		
幼児教育・保育関係	佐世保私立幼稚園協会	会長	古賀 久貴	分科会長	
幼児教育・保育関係	佐世保市保育会	会長	伊藤 勝	副分科会長	
子育て支援団体	佐世保市地区自治協議会	山澄地区自治協議会 青少年部会長	川崎 奈緒美	子ども・子育て会議 副会長	
労働者関係	佐世保商工会議所	企画調整局長	大島 賢一		
子育て当事者	佐世保私立幼稚園PTA連合会	副会長	加藤 祥乃		
子育て当事者	佐世保市保育会 保護者の会(推薦保護者)	会長	上野 美紀		
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		藤原 恵美子		
子ども・若者	大学生(長崎短期大学)		山口 紗英子		

・事務局：子ども未来部子ども政策課

## 2. 佐世保市子ども育成条例

### （目的）

第1条 この条例は、次代を担う子どもの育成について、その基本理念、大人の役割、基本的な施策等を明らかにすることにより、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

### （子どもの定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね15歳未満の者をいう。

### （基本理念）

第3条 子どもの育成は、次の基本理念により行われるものとする。

- (1) 子どもが一人の人格として尊重されるとともに、子どもの最善の利益が考えられること。
- (2) 子どもが優しさやたくましさを身に付け、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切に作る心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

### （市民の役割）

第4条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの育成に積極的にかかわるよう努めるものとする。

### （保護者の役割）

第5条 保護者は、子どもの人格形成や行動に大きな責任を負うことを自覚し、子どもが基本的な生活習慣や社会的なルールを身に付けることができるよう努めるものとする。

### （学校等の役割）

第6条 保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、子どもの多様な能力や可能性を伸ばし、豊かな人間性、基礎的な社会性を育成するなど、教育に重要な使命があることを自覚するとともに、保護者や地域との連携を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの心身の健康と安全を確保するための体制整備に努めるものとする。

### （地域等の役割）

第7条 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、特定非営利活動法人など（以下「地域等」という。）は、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪を広げるよう努めるものとする。

### （企業等の役割）

第8条 企業等は、企業等で働く保護者が、子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するよう努めるとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（市の責任と役割）

第9条 市は、家庭、学校等、地域等、企業等の子どもを育てる営みの調整役として相互の連携を図るとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に、市民の意見を反映させるよう努めるとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組みを行うものとする。

（子どもの健康の保持増進と環境整備）

第10条 市は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、教育関係施設の整備を行うなど、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

（相談体制の充実等）

第11条 市は、子どもの育成に関する保護者の学習の機会、意見交換や相談の場の提供に努めるものとする。

2 市は、子ども自身からの相談及び子どもの育成に関する総合的な相談に対応できる体制の充実に努めるものとする。

3 市は、関係機関及び地域等との連携を進め、社会全体で子どもを見守り、支援し、擁護し、救済する体制の充実に努めるものとする。

（虐待の防止）

第12条 市は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、関係機関及び地域等との連携を図るなど、虐待防止のための体制の充実に努めるものとする。

（子育て支援）

第13条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、関係機関と協力し、支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとする。

（活動への支援）

第14条 市は、子どもの自主的な企画・運営によるスポーツ、文化等に関する活動への支援、活動場の提供などに努めるものとする。

2 市は、子どもの豊かな感性を育てるための活動など、子どもの育成に関する市民活動の奨励、支援に努めるものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第15条 市は、子どもの社会参加意欲と、意見を表明する能力の向上のため、子どもの学習の機会や、子どもから意見を聞く機会を設けるなど、子どもの思いや考え方を市政等に反映するための取組みを行うものとする。

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第16条 この条例の施行に当たっては、おおむね15歳以上18歳未満の者についても、自立性を尊重しながら、大人としての必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 佐世保市子ども・子育て会議条例

**第1条（設置）** 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

**第2条（所掌事務）** 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会（中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。）が所掌する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項
- (3) 認定こども園法第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

**第3条（委員）** 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

**第4条（委員の任期）** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

**第5条（会長及び副会長）** 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**第6条（臨時委員）** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されたものとみなす。

**第7条（会議）** 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員（議事に関係する臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**第7条の2（会議の公開）** 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

**第8条（意見の聴取等）** 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**第9条（報告）** 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

**第10条（庶務）** 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

**第11条（分科会）** 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

**第12条（委任）** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 4. 佐世保市の子ども・子育てに関する計画の変遷

策定年月	計画期間	計画名称	特記事項
平成10年3月	平成10年度 ～ 平成13年度	佐世保市エンゼルプラン	平成2年の「1.57ショック」に伴い、国において平成6年に最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定
平成14年3月	平成14年度 ～ 平成18年度	佐世保市エンゼルプラン・第2次計画	国において平成11年12月に「新エンゼルプラン」が策定
平成16年3月	平成16年度 ～ 平成21年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (佐世保市エンゼルプラン・第2次計画改訂版)	平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定 ※「先行策定市町村(53自治体)」
平成18年3月	平成18年度 ～ 平成21年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (佐世保市エンゼルプラン・第2次計画改訂版)1市4町合併版	吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町との市町村合併に伴い策定
平成22年3月	平成22年度 ～ 平成26年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (後期行動計画) (させぼっ子未来プラン)	
平成27年3月	平成27年度 ～ 令和元年度	新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画、佐世保市子ども・子育て支援計画)	平成24年8月に成立した ・「子ども・子育て支援法」 ・「子ども・子育て関連3法」 に基づき策定
令和2年3月	令和2年度 ～ 令和6年度	第2期 新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画、佐世保市子ども・子育て支援計画)	
令和7年3月	令和7年度 ～ 令和11年度	佐世保市子どもまんなか計画	令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき策定 ※こども基本法に基づくこども大綱、及び都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案し、「第2期 新させぼっ子未来プラン」を包含した新たな計画として策定

## 5. 佐世保市子ども・子育て会議審議経過

時期	全体会	分科会	
令和5年度	2月26日(月)	<p>第1回全体会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から子ども・子育て会議へ諮問</li> <li>・計画策定の基本的な考え方について</li> <li>・計画策定までのスケジュールについて</li> <li>・子ども・子育てに関する実態ニーズ調査について</li> </ul> <p>※分科会の設置について了承</p>	
	3月8日(金)	<p>第2回全体会(書面会議) 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について</li> <li>・次期「させぼっ子未来プラン」の策定に係る分科会委員の選任について</li> </ul>	
令和6年度	8月8日(木) <施策3> 8月26日(月) <施策1・4> 9月3日(火) <施策2>		<p>第1回分科会 開催</p> <p>(1)分科会長・副分科会長の選出 (2)次期「させぼっ子未来プラン」の策定について</p> <p>①次期「させぼっ子未来プラン」策定スケジュールについて ②計画策定の基本的な考え方について ③第2期プランの振り返り ④子ども・子育てに関する実態ニーズ調査及び小・中学生及び保護者アンケート調査の結果報告について</p> <p>(3)次期「させぼっ子未来プラン」策定に向けた佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題</p>
	10月1日(火) <施策3> 10月22日(火) <施策2> 10月24日(木) <施策1・4>		<p>第2回分科会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期「させぼっ子未来プラン」の策定について</li> <li>①次期「させぼっ子未来プラン」の構成案について</li> <li>②教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業について</li> </ul>
	12月17日(火)	<p>第3回全体会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期「させぼっ子未来プラン」の策定について</li> </ul>	
	2月26日(水)	<p>第4回全体会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「佐世保市子どもまんなか計画」の策定に係る答申案について</li> </ul>	

## 6. 子どもの権利

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について展開し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、平成元年に行われた国連総会において全会一致で採択され、日本は、平成6年4月に批准しました。

現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

条約は、「児童」を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めています。

### 【子どもの権利とは】

世界中の全ての子どもが、自分らしく健康的に安心してゆたかに過ごすために「4つの権利」が定められています。

#### ① 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育生活への支援などを受けることが保障されます

#### ② 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

#### ③ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

#### ④ 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます

### 佐世保市内小・中学生の「子どもの権利」の認知状況 【単数回答】

佐世保市内の小・中学生に、アンケートにて上記の「子どもの権利」の認知状況を聞いたところ、「聞いたことがない」と答えたのは、小学校低学年では53%でしたが、小学校高学年では26.3%、中学生では23.8%となっており、学年が上がるにしたがって割合は減少し、認知は進んでいます。

一方で「聞いたことがあるけれど、内容はあまりわからない」と答えた割合は、学年が上がるにしたがって高くなっています。

これらの結果を踏まえて、関係各課と連携して改善策を検討し、認知度の向上に努めます。



- 聞いたことがあるし、内容をわかっている
- 聞いたことがあり、少しはわかっている
- 聞いたことがあるけれど、内容はあまりわからない
- 聞いたことがないし、内容も知らない
- 答えたくない

## 7. こども基本法

### 【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

### 【基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 8. 用語解説

### あ行

#### ■イクボス

「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」を指す言葉。

### か行

#### ■改正児童福祉法

児童虐待相談対応件数の増加や子育て困難世帯の顕在化を受け、子どもへの包括的支援を強化し、児童の権利擁護や児童相談所の設置促進、子育て家庭への支援を充実させていく法律。

#### ■核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦とその子ども、父子世帯や母子世帯、両親または父母のどちらか一方と未婚の兄弟姉妹のいずれかからなる家族。若者の一人暮らしや高齢者の一人暮らしは単身世帯に分類。

#### ■家庭教育支援

親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援すること。

#### ■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

#### ■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のこと。

#### ■子育てサポーター養成講座

子育ての基礎知識やコミュニケーション法などを学び、マタニティから赤ちゃん期の親の悩みや思いに共感して支える人材を育てる講座。

#### ■子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。

#### ■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

#### ■子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

#### ■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する計画。

### ■こども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、若者・子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目ない支援をしていくこと。

### ■子ども・若者育成支援推進法

子どもや若者が健やかに成長し、社会の一員として活躍できるよう、国や地方自治体、そして地域全体で支援していくための法律。

## た行

### ■地域学校協働活動

学校・家庭・地域が一体となって子ども達の学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。（例：地域住民の参画を得て、小学生を対象にスポーツや文化活動・交流活動などの取り組みを行う放課後子ども教室や、主に中学生を対象に教員OBなどの地域住民の協力により学習支援等を行う地域未来塾等）

### ■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

### ■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

### ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると「Domestic=家庭内の」「Violence=暴力」となりますが、一般的には、「夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある(あった)者からの暴力」という意味。

### ■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯の人数の平方根で割ったもの。

## な行

### ■認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。

### ■乳児等通園支援事業

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業。

### ■妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦の方等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を行う事業。

## は行

### ■ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)と子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)で組織し、地域において会員同士で子育てを支援するシステム。

### ■放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。

### ■放課後子どもプランコーディネーター

各教室での実施プランを立てたり、学校・地域との連携、また保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡を行う調整役。

### ■フォローアップ研修

「特定の事柄を徹底させるために面倒をみたり追いかけたりする」「一度行った事柄をさらに強化し、その効果を確認するために、もう一度行って進展を調べる」研修のこと。

## や行

### ■幼児教育センター

幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務、市(区)町村や幼児教育施設に対する情報提供等を行う地域の拠点のこと。

### ■ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。

## ら行

### ■ライフステージ

乳幼児期、学齢期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類。

### ■ライフデザイン

仕事だけではなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計のこと。

### ■レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味。

## わ行

### ■ワーク・ライフ・バランス

働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。